

新潟市浄化槽設置整備事業補助金交付事務処理要領

(趣 旨)

第1条 新潟市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき市長が別に定める必要な事項は、次のとおりとする。

(主に居住の用に供する建物)

第2条 要綱第5条第1項に規定する建物は、し尿浄化槽の処理対象人員算定基準（建設省告示第3184号）の建築用途に示される住宅及び併用住宅（住宅部分に係るもの。）とする。

(補助金交付申請)

第3条 要綱第7条第1項に規定する補助金交付申請は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。）第5条第4項に基づく通知等を受けてから、工事着工前に申請するものとする。

2 前項の交付申請書は、毎年4月1日より受け付けるものとし、申請順に交付についての審査を行うものとする。

3 要綱第7条第2項第3号に規定する契約書については、工事請負契約書（別記様式第1号）に準ずるものとする。

4 要綱第7条第2項第3号に規定する工事施工監督する者の資格を証明する書類は、平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を修了したこと又は昭和63年度以降に浄化槽設備士となったことを証明する書類とする。

5 要綱第7条第2項第4号に規定する見積書の写しは、浄化槽設置工事に係る部分が明確になるものとする。

(実績報告)

第4条 要綱第10条第2項第1号に規定する業務委託契約書の写しは、保守点検及び清掃をまとめて契約している場合は、その写しとする。

2 要綱第10条第2項第2号に規定する領収書の写しは、浄化槽設置工事に係る部分が明確になるものとする。

3 要綱第10条第2項第3号に規定する指定検査機関が受諾したことを証する書類とは、指定検査機関の受付印がある法定検査依頼書の写し又はこれにかわるものとする。

4 要綱第10条第2項第4号に規定する浄化槽の維持管理等に関する誓約書とは、別記様式第6号によるものとする。

5 要綱第10条第2項第6号に規定する市長が必要と認める書類は、補助対象浄化槽の設置工事写真及びチェックリスト（別記様式第2号）とする。

（その他）

第5条 補助対象浄化槽の設置工事については、関係法令を遵守するとともに、別紙「浄化槽等の適正な施工について」に準ずるものとする。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式第1号

工 事 請 負 契 約 書

第1条 発注者 (以下「甲」という。)及び浄化槽工事業者
(以下「乙」という。)は、新潟市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う
浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履
行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 新潟市

工事の期間 年 月 日～ 年 月 日

設置する浄化槽

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定による構造基準に適
合(合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日
付け衛浄34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策係室長通知)
が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものに限る。)し、かつ、生
物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上・放流水のB
ODが20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するところの、別添する図面及
び仕様書に係る浄化槽

工事の請負代金及び支払方法

金額 円

支払方法 1 現金 2 その他()

第3条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して
契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金全額
の支払いを完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士
に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に
監督しなければならない。

第5条 甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させ
てはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任
し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この
限りでない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び新潟市
が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若し
くは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又
は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負
担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、新潟市が定める新潟市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手續を要せずこの契約を解除することができる。

(1) 第1条に基づく新潟市浄化槽設置整備事業補助金が交付されないこととなったとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手續を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅延日数1日につき請負代金総額の 分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は該当金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩 銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 注文者 住所
氏名 印

乙 請負者 住所
氏名 印
(浄化槽工事業登録番号：)
又は届出番号：)

別記様式第2号

チェックリスト

検 査 項 目	チェックのポイント	欄
1 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4 升等の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升等が設置されているか。	
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	

検 査 項 目	チェックのポイント	欄
13 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置，稼動状況	ポンプ升に変形や破損はないか。	
	ポンプ升到漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げるおそれはないか。	
14 ブローアの設置，稼動状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
<p>上記のとおり確認したことを証します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">担当浄化槽設備士氏名 印</p> <p style="text-align: center;">（浄化槽設備士免状の交付番号 ）</p>		

※ なお，各種検査項目の判定は別添「チェックリスト判定要領」によるものとする。

チェックリスト判定要領

(検査項目 1) 流入管きよ及び放流管きよの勾配

(確認の方法及び内容)

管きよの始点より、水を流して升等の管内が目視できる場所で確認する。

(検査項目 2) 放流先の状況

(確認の方法及び内容)

- ① 放流水路の水位上昇時のこん跡を見る、あるいは、聞き取り調査によって、水位が最大どこまで上昇するかを確認する。
- ② 放流水路の水位は、降雨や融雪により上昇する場合、かんがい期に水路の水位を上昇させる場合等があるので、留意する必要がある。

(検査項目 3) 誤接合等の有無

(確認の方法及び内容)

- ① 台所、便所、洗濯、風呂場等の排水口から水を流してみる。
- ② 雨水、工場廃水管をたどってみる。
- ③ 配管図面との確認を行うことが望ましい。

(検査項目 4) 升等の位置及び種類

(確認の方法及び内容)

- ① 起点 各排水が屋外に出た所に升等が設置されているか。
- ② 屈曲点 45度以上の屈曲点、落差のある所に升等が設置されているか。
- ③ 合流点 2系統以上の排水の合流点に升等が設置されているか。
- ④ 間隔 直線部分においても管きよの点検や清掃が行える間隔に設置されているか。

(検査項目 5) 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ

(確認の方法及び内容)

配管上部の使用状況の聞き取りを行ったうえで、次の点の確認を行う。

配管の上部を人の通行等がある場合は、覆土がなされていること。

(検査項目 6) かさ上げの状況

(確認の方法及び内容)

- ① 保守点検時に、バルブ等の操作や、薬剤の補充を行えるように、確実に手が届くこと。
- ② 槽内の外観（スカムの発生状況、接触ばっ気槽の水流、移流管等）の目視による点検が可能なこと。
- ③ 深埋めによって、より大きな土圧がかかり、本体及び内部設備の変形破損を生じるおそれがないこと。

維持管理を容易に行うことができるかさ上げの高さは、マンホールの大きさやバルブの位置などによって異なるが、①、②、③を考慮すると、当面おおむね30cm以内とすることが適当と考えられる。なお、30cm以上とならざるを得ない場合には、ピット構造とする等の対策がいる。

(検査項目 7) 浄化槽本体およびその周辺の状況

(確認の方法及び内容)

保守点検、清掃を行うには、少なくとも浄化槽本体上部の空間が確保されている事が前

提となる。

通常槽本体の変形，破損を防止するため，コンクリートスラブを打つことが必要であるので，適正にコンクリートスラブが打たれていることを確認する。なお上部の利用状況によっては，コンクリートスラブと基礎の間に支柱をたてる等の対策を講じて，荷重が直接浄化槽本体にかからないような対策を講ずる場合もある。

また，スラブを打つ時，マンホール蓋に余分なセメント等が入ることにより蓋が開なくなることはないよう十分注意する必要がある。

(検査項目 8) 漏水の有無

(確認の方法及び内容)

槽内を満水状態にした後，24時間後の各室の水位を比べ，各室の水位差に変化が生じていないかを確認する。

(検査項目 9) 浄化槽本体の水平の状況

(確認の方法及び内容)

水準器，槽内壁に示されている水準目安線，越流せき及び各室(槽)の水位，流入管底・放流管底との水位差等により確認する。

(検査項目 10) 接触材等の変形，破損，固定の状況

(確認の方法及び内容)

- ① 目視により，接触材及び接触材おさえ等に変形，破損はないかを調べる。
- ② 逆洗装置を稼働させるなどして接触材が動いたりすることはないかを確認する。

(検査項目 11) ばっ気装置，逆洗装置及び汚泥移送装置の変形，破損，固定及び稼働の状況

(確認の方法及び内容)

- ① 目視により，送気管や汚泥移送管の変形，破損はないかを調べる。
- ② 固定については，水面上の配管部分を手でゆするなどして調べる。
- ③ ばっ気装置や，逆洗装置にあっては，実際に稼働させてみて気泡が均等に出るかどうか，また水流に片寄りがないかどうかを調べる。
- ④ バルブ操作による送気の切替えを行って十分な送気が行えるかどうかを確認する。
また，空気の逃がしバルブがある場合は，バルブの操作によって，送気量の調節が可能かどうかを確認する。

(検査項目 12) 消毒設備の変形，破損，固定の状況

(確認の方法及び内容)

- ① 消毒設備の変形，破損については，目視や実際に取り外して調べてみる。
- ② 薬剤筒が傾いたまま固定されていると，薬剤と水との接触が十分に行えないので，薬剤筒のスリットを通して接触が十分になされているかを，実際に水を流して目視で確認する。

(検査項目 13) ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置，稼働状況

(確認の方法及び内容)

- ① ポンプ升の変形，破損については，目視等で確認し，また漏水については，升の底板や，壁面の接合部等から漏水のおそれがあるので，本体と同様に，水張りを行った後，24時間後の水位との比較を行う。

- ② ポンプは通常1台稼働で、もう1台は予備となるが、予備のポンプを設けておかないと故障時や異常に多量の汚水が流入した時に対応できないため2台以上設置する必要がある。また、2台は同一能力とし、普段から自動的に交互運転できることが望ましい。
- ③ ポンプの能力や、ポンプ升の容量が設計図書と同一であることを確認する必要がある。
- ④ ポンプは、固定が十分でないと、起動時や停止時に設置位置が動いてしまうことがあり、移送管の変形や、レベルスイッチの作動の妨げとなることがあるので、ガイドパイプ等で固定されているかどうかを確認する。
- ⑤ 特に原水ポンプでは、固形物等により目づまりを生じるおそれがあるため、保守点検時にポンプを引き上げて、ごみ等を取り除く必要がある。そのため、取り外しが容易に行えるかどうかを確認する。
- ⑥ ポンプ升の平面積が小さい場合には、フロート式スイッチを用いると、フロートが配管等に引っかかってしまいポンプの誤作動を生じることがある。そのため、ポンプを作動させてみて、フロート式スイッチが正しく作動できる状況にあるかどうかを調べる。正しく作動できないおそれのある場合は、電極棒式のレベルスイッチとする必要がある。

(検査項目14) ブロワーの設置、稼働状況

(確認の方法及び内容)

- ① ブロワーに防振ゴム等がしっかりはめ込まれているかどうかを確認する。建物の土台と縁切りされた土台に据え付けられていることが望ましい。また、固定が十分に行われていないと、振動によって、ブロワーが動いてしまい、送気管等の変形の原因となるおそれを生ずる。
騒音についても、異常な金属音等が生じていないかを調べる。
- ② ブロワーは、一般に屋外に設置されるため、風雨等にさらされており、万一の漏電にそなえて、アースを必ず行う。また、電源は、防水型のスイッチ差し込みコンセントとなっているかを確認する。

※ 前各検査項目の良好な状態が確認された場合は、チェック欄にレ印を記入すること。

別 紙

浄化槽等の適正な施工について

(一般事項)

- 1 浄化槽の施工に係る一般事項は、次のとおりとする。
 - (1) 浄化槽設備士が実地に浄化槽設置工事を監督するか又は自らが浄化槽工事を行うこと。
 - (2) 浄化槽設置工事に際しては、浄化槽法第30条に規定する標識を設置すること。
 - (3) 浄化槽設置工事の基礎の状況等に関して次のアからカまでの状況を写真に取り、実績報告書に添付すること。
 - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - イ 基礎工事の状況を示す写真
 - ウ 据付工事の状況を示す写真
 - エ かさ上げの状況を示す写真
 - オ 工事完了の状況を示す写真
 - カ その他特殊な施工を実施した場合は、その状況を示す写真

(設置場所)

- 2 浄化槽の設置場所は、次のとおりとする。
 - (1) 建物等維持管理に支障を及ぼすおそれのある構造物の下部に浄化槽を設置しないこと。
 - (2) 車庫及び荷重の大きな場所は、極力避けること。やむを得ず設置する場合は、次のア及びイによること。
 - ア 車庫に設置する場合には、四隅に支柱をたて上部に鉄筋コンクリートスラブを打つ等荷重が浄化槽の本体にかからないよう必要な措置を講じるとともに、マンホールは耐圧マンホールを使用すること。
 - イ がけ下等土圧が強い場合には、土圧に応じた鉄筋コンクリート擁壁を設けること。

(基礎工事)

- 3 浄化槽の基礎工事は、次のとおりとする。
 - (1) 掘削工事は、土質及び地下水の状況等をよく調査し、必要に応じて土留工事及び水替工事等適切な措置を講じること。
 - (2) 栗石地業を行い、十分につき固め、すてコンクリートを所定の深さまで水平に打つこと。
 - (3) 基礎コンクリート（厚さ10cm以上とし、配筋を行うこと。）を施し、十分な養生の期間をとること。

(据付工事)

- 4 浄化槽の据付工事は、次のとおりとする。
 - (1) 槽に水張りし、水平が狂わないよう確認しながら、随時水じめ等を行い、埋め戻しを行うこと。
 - (2) 埋め戻しに当たっては、良質の山砂等を用いること。

- (3) マンホールが地盤面から5 cm程度高くなるよう据付し、やむを得ず地盤面よりマンホールが低くなる場合は、雨水等が槽内に混入しないように必要な措置を講じること。
- (4) 配管の都合上、かさ上げを実施する場合は、30 cm以内とし、かさ上げが30 cm以上必要となる場合には、擁壁を設け、上部には排水管を設けた鉄筋コンクリートのピットを設け、縞鋼板等で蓋をすること。
- (5) 上部に鉄筋コンクリートスラブを打設するとともに、地下水等の状況に応じ浮上防止金具を設ける等浮上防止対策を講じること。

(配管工事)

- 5 浄化槽の配管工事は、次のとおりとする。
 - (1) 雨水や工場廃水等を除く生活排水が全て浄化槽に流入するように配管すること。
 - (2) 配管の起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升等を設けること。
 - (3) 勾配は自然流下による場合は、管径の1/100 以上とすること。
 - (4) 放流管の管底は、放流先水路の高水位より10 cm程度高くなるようにし、自然流下でこの管底高さが確保できない場合にはポンプ升を設けること。
なお、ポンプは同一能力の予備を設けること。
 - (5) 浄化槽から発生する臭気が家庭内に流入することを防止するため、トラップを設けること。

(電気工事等)

- 6 浄化槽の電気工事等は、次のとおりとする。
 - (1) 電気配線は専用の電源とし、屋外に設ける場合にあっては、防水型の差込みコンセントとすること。
 - (2) 接地工事を必ず行うこと。
 - (3) ブロワーは、固定を十分行うとともに防振架台上に設置する等防音、防振対策を講じること。
 - (4) 空気配管の長さ及び屈曲数は、圧力損失を計算し、メーカーの仕様空気量が確保されていることを確認し、決定すること。
 - (5) 空気配管には破損を起こさないよう必要な覆土を施すこと。
 - (6) 浄化槽の周辺に槽内の洗浄等に使用するための散水栓を設けること。

(その他)

- 7 前各項目のほか、浄化槽の適正な機能を発揮するため、必要な措置を講じること。

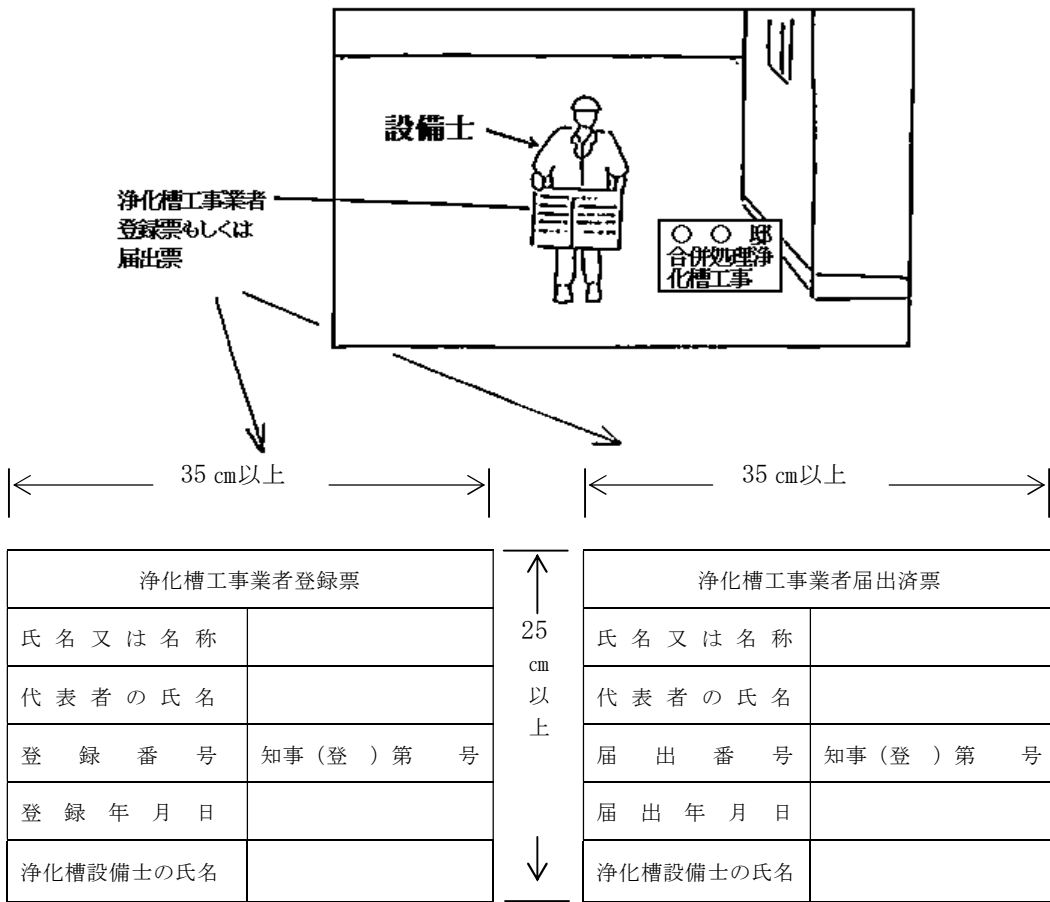
実績報告書に添付する工事写真

写真1 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真

写真のポイント

当該浄化槽の設置場所で、浄化槽設備士が実地に作業に当たっていることが分かる写真を写すことがポイントとなる。浄化槽設備士が、正面を向いて、標識を掲げ、背景に工事を行う場所（設置予定地）の周辺状況（地面、家屋等）とともに写っていること。

なお、標識板の記載事項が判読できることが望ましい。



備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあっては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあっては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあっては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあっては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

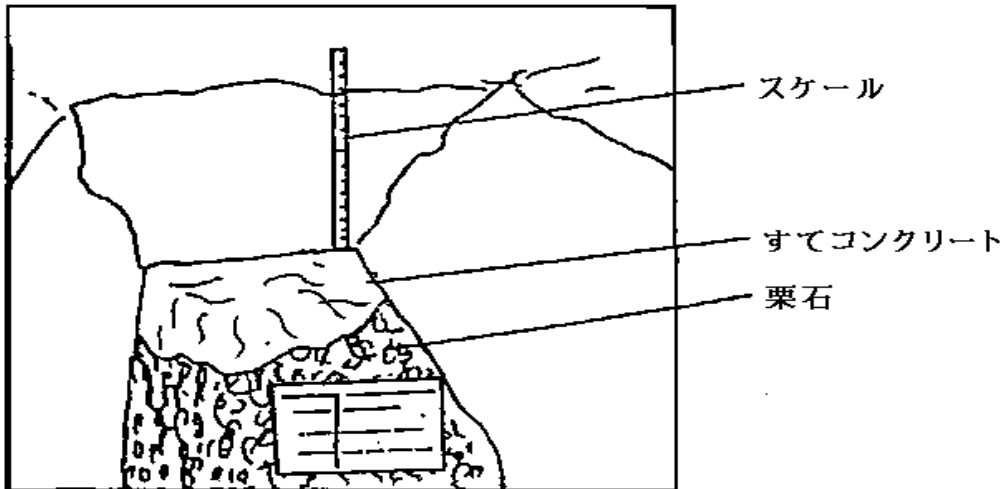
写真2 基礎工事の状況を示す写真

写真のポイント

不等沈下防止のための基礎工事を行ったことが分かる写真を2枚に分けて写す。

- 1枚目の写真 栗石地業を行った後、すてコンクリートを打っている所の写真を写す。
- 2枚目の写真 すてコンクリートを打った後、基礎コンクリートを打っている所の写真を写す。

1枚目の写真



2枚目の写真

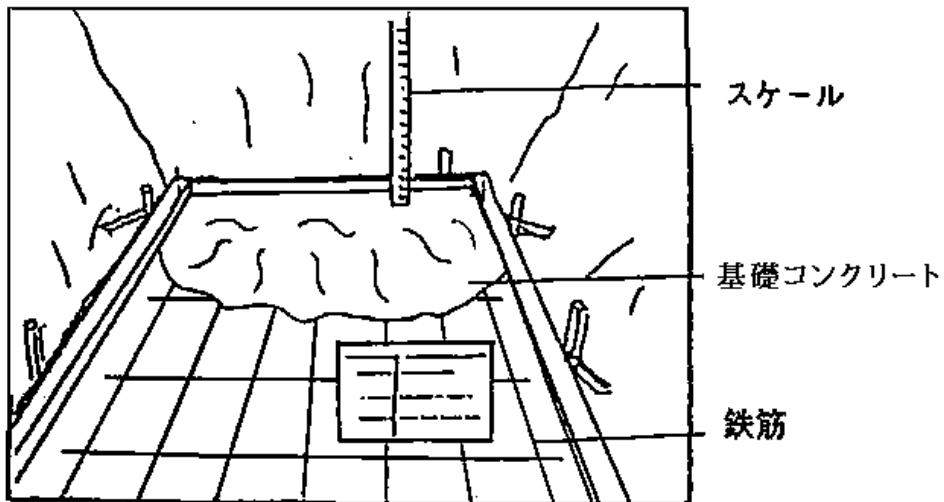


写真3 据付工事の状況を示す写真

写真のポイント

水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っていることが分かる写真を写す。

そのためには、以下の道具等が写っていることが必要である。

ア 本体の水平を確認するための水準器

(これに代えて、水準目安線や越流やき、流入、放流、移流管等の状況を浄化槽設備士等が確認していることを写した別の写真でも良い)

イ 埋め戻しの高さを示すスケール

ウ 水張り及び水じめに用いるホース

エ つき固め用の器具(つき棒、ランマー等)及び埋め戻しに用いている土砂

(本体を傷つけるおそれのある石などが入っていない土砂)

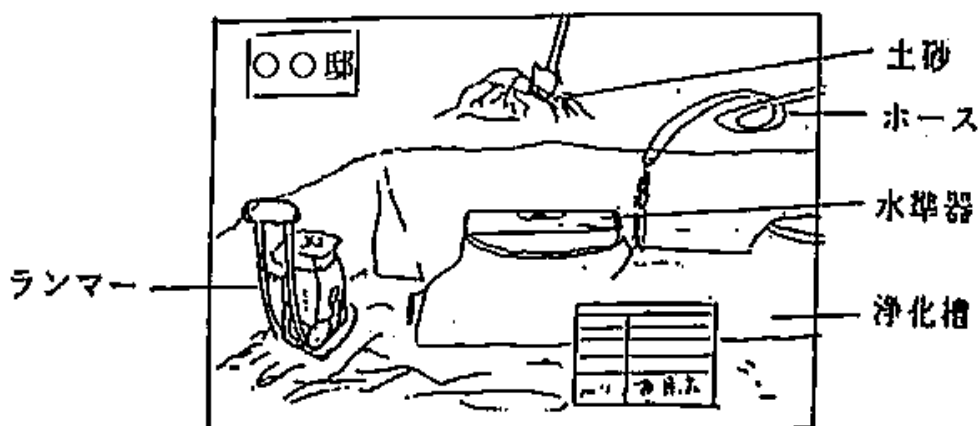


写真4 かさ上げの状況を示す写真

写真のポイント

マンホール蓋の高さから、バルブ等の操作が可能であるかが分かる写真を写す。

そのためには、バルブの上端からマンホール蓋までの距離が分かるように、スケールをあてた写真を写す。

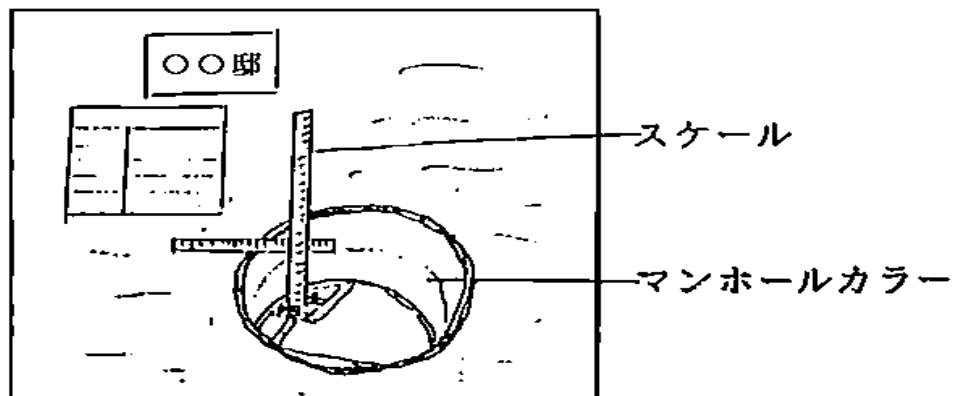


写真5 工事完了の状況を示す写真

写真のポイント

工事完了時の全景の写真とし、標識を持っている浄化槽設備士及び周辺の景色を写しこむこと。

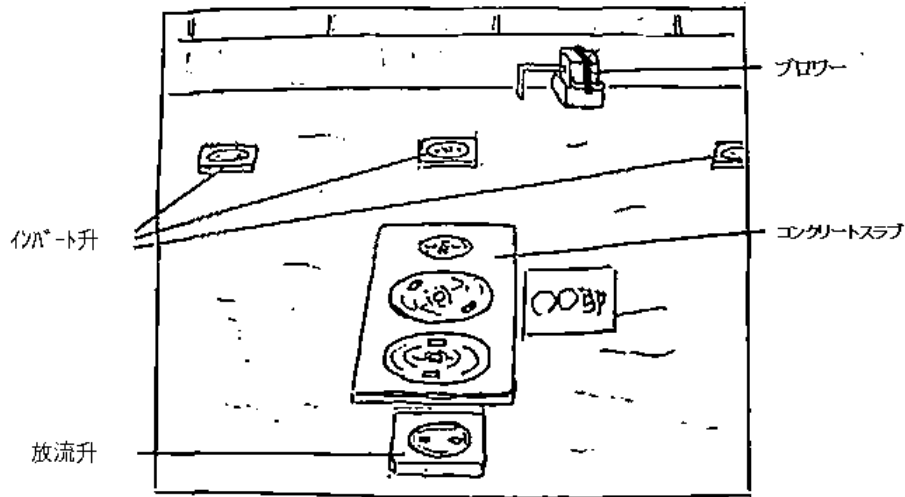


写真6 その他

写真のポイント

特殊な施工を実施した場合は、その状況が分かる写真を写す。